

# ねむのき ホームヘルプサービス 利用料表 (平成27年8月1日施行)

## 【利用料金】

\*身体介護が中心の場合

サービスに要する時間(所要時間)	基本費用	介護職員処遇改善加算(I)	地域区分(6級地)	本人負担額	合計
20分未満	182	16	単位数 × 10.42		207
20分以上30分未満	270	23			306
30分以上1時間未満	427	37			484
1時間以上	620	53			694

所要時間1時間以上の場合は564単位に所要時間30分増すごとに80単位を加算。

\*生活援助が中心の場合

サービスに要する時間(所要時間)	基本費用	介護職員処遇改善加算(I)	地域区分(6級地)	本人負担額	合計
20分以上45分未満	201	17	単位数 × 10.42		228
45分以上	248	21			281

\*身体介護を中心に行った後、生活援助を中心に行った場合(身体介護の所定単位数に加算)

サービスに要する時間(所要時間)	基本費用	介護職員処遇改善加算(I)	地域区分(6級地)	本人負担額	合計
20分以上	73	6	単位数 × 10.42		
45分以上	147	13			
70分以上	221	19			

\*同時に2人の訪問介護員等が訪問介護を行った場合。

所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定。

\*介護予防(1月につき)

サービスに要する時間(所要時間)	基本費用	介護職員処遇改善加算(I)	地域区分(6級地)	本人負担額	合計
介護予防訪問介護費(I)	1168	100	単位数 × 10.42		1,322
介護予防訪問介護費(II)	2335	201			2,643
介護予防訪問介護費(III)	3704	319			4,192

## 【加算料金】

加算の名称	加算の内容	加算の単位数
特定事業所加算(II)	体制要件、人材要件を充たして事業所職員によるサービス実施に対する加算。	所定単位数の10%加算
初回加算	新規利用、又は前回利用後、入院等で2カ月以上利用期間があいた場合。予防→介護、介護→予防へ区分変更になった場合。	200単位/月
緊急時訪問介護加算	緊急時、居宅サービス計画にないサービスを実施した場合。	100単位/回
生活機能向上連携加算	サービス提供責任者と、リハビリテーション専門職との連携実施に対する加算	100単位/月
処遇改善加算(I)	介護職の処遇改善に対する加算	所定単位数の8.6%加算
割増料金加算	夜間(午後6時から午後10時まで)	25%加算
	早朝(午前6時から午前8時まで)	25%加算
	深夜(午後10時から午前6時まで)	50%加算
地域区分加算	6級地(那珂川町)	10.42円/単位

目安として1割負担分で料金表示しております。(2割の方は表示金額の2倍となります)